



25消安第1669号

平成25年7月11日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「平成23年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び  
「平成23年度国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検  
結果について

標記調査点検の結果については、平成25年6月21日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について」としてプレスリリースしたところで  
す。

また、別添のとおり不適正使用の傾向とその防止対策について取りまとめたので、貴  
職におかれましては、研修会、講習会、技術指導、農薬販売等のあらゆる機会を活用し  
て、当該取りまとめ結果を踏まえた農薬の適正使用の徹底を図っていただくよう、特段  
の御協力をお願いします。

## (別添)

食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）及び国内産農産物に係る農薬の使用状況及び残留実態調査における農薬使用状況調査結果からみた農薬の不適正使用の傾向とその防止対策

### 1 平成 23 年度調査における農薬の不適正使用について

調査対象とした 4,665 戸の農産物販売農家のうち、4,649 戸（99.66 %）の農家は適正に使用していたが、16 戸の農家で、以下のような 17 件（のべ件数）の不適正使用が確認された。

#### (1) 不適正使用の内容

##### ア 使用してはならない作物へ誤って使用した事例（3 件）

農薬ラベルに「豆類（種実）」に使用できるとの記載があったため、「さやいんげん」にも使用できるものと誤認した（※）など、農薬ラベルの内容を十分に確認しなかったことによるもの。（※ だいず・あずき等の成熟した種子を収穫する「豆類（種実）」と、えだまめ・さやいんげん等の未成熟なさや付き豆を収穫する「豆類（未成熟）」とでは使用できる農薬が異なる。）

##### イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（4 件）

希釈倍数 5000 倍のところ、4000 倍で使用したものや、非結球レタスでは希釈倍数 2000 倍のところ、誤ってレタスの希釈倍数 1000 倍で使用したものなど。

##### ウ 使用時期を誤って使用した事例（4 件）

定植時に使用すべきところ定植後に使用したものや、農薬ラベルの「発芽前から開花直前、ただし、収穫 60 日前まで」の記載を「収穫 60 日前まで」なら使用できると誤認し使用したものなど。

##### エ 使用回数を誤って使用した事例（6 件）

同じ有効成分を含む農薬の総使用回数が 2 回までのところ、既に使用した農薬に同じ有効成分が含まれていることに気づかなかつたため 3 回使用したものなど。

#### (2) 不適正な使用が多く認められた作物

はくさい、トマト、ねぎ、メロン

### 2 農薬の不適正使用の防止対策

#### (1) 基本事項

ア 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈濃度、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。

イ 農薬の使用状況を把握するため、使用場所、使用農作物、使用年月日、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。

ウ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにし、農薬の使用前のラベル確認時に、既に使用した農薬についても確認し、総使用回数を超過しないよう使用する。

(2) 適用農作物

- ア 病害虫の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。
- イ 農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、同一の有効成分を含有する農薬であっても、使用前にラベルにより必ず適用の有無を確認する。
- ウ 同じ科に属する農作物に適用があっても、農薬を使用しようとする農作物に適用があるとは限らないため、使用前にラベルにより必ず確認する。

(3) 使用量又は希釈倍数

農薬の使用量又は希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることから、ラベルに記載された使用量・希釈倍数を遵守する。

(4) 使用時期

- ア 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫・出荷予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫・出荷までの日数に余裕を設ける。
- イ 農作物の収穫・出荷前に、農薬の使用記録により農薬の使用後日数が経過しているかどうか再度確認する。

(5) 使用回数

農薬の使用記録簿について、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう工夫する。また、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。

なお、別紙1「農家の皆さんへ」及び別紙2「農薬使用チェックシート」については、農家向け配布資料として研修会等で活用されたい。

## 農家の皆さんへ

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があり、その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し、使用記録の記帳を行いましょう。

間違いやすい原因を、下表に取りまとめました。こうしたことにも十分注意して農薬を使用しましょう。

事項	主な原因	対処方法
適用のない農作物への使用	適用があるとの思いこみ (剤型の異なる農薬) (類似した農作物に使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。</li> <li>類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。</li> </ul>
使用量又は希釈倍数の誤り	使用量又は希釈倍数の確認もれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬は効果を確認した使用量又は希釈濃度が定められています。必ずラベルの使用量又は希釈濃度を確認しましょう。</li> </ul>
使用時期の誤り	使用時期の確認もれ  経過日数の確認もれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。 (特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある日数を確保するよう心がけましょう。)</li> <li>農作物を収穫するときには、農薬を使用した日からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。</li> </ul>
使用回数の誤り	同一有効成分を含む農薬の併用	<p>農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録には有効成分ごとの使用回数を記載するようにし、必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。</p>

## 農薬使用チェックシート

### 1 農薬使用前にはラベルと使用記録簿を確認しましょう！

- 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されていますか
- 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲ですか
- 農作物の収穫・出荷予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数がありますか
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内ですか
- 使用する農薬は、ラベルに記載されている最終有効年月以内ですか
- ラベルに記載されている注意事項を守っていますか

### 2 農薬使用後には使用記録簿に記録を付けましょう！

- 農薬を使用したほ場を記載しましたか
- 農薬を使用した農作物を記載しましたか
- 農薬を使用した年月日を記載しましたか
- 使用した全ての農薬について、種類ごとに記載しましたか
- 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載しましたか
- 使用した農薬の回数を記載しましたか
- 使用した農薬に含まれる有効成分の総使用回数（〇〇を含む農薬の総使用回数）を記載しましたか

### 3 農作物の収穫・出荷前には使用記録簿を確認しましょう！

- 使用した農薬は、収穫・出荷する農作物に使用できる農薬でしたか
- 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲でしたか
- 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していますか
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内でしたか